

過疎地域以外における貨客混載の実施 (令和5年5月30日 国土交通省自動車局長通達)

規制改革の内容

措置前

貸切バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者による貨客混載の実施については、過疎地域においてのみ認められている。

措置

過疎地域以外においても、地域の関係者による協議が整ったことを条件に、上記事業者による貨客混載の実施が可能に。

効果

全国において、貨客混載を活用した地域住民への配送手段の多様化や、持続可能な交通・物流ネットワーク構築が可能となる。

規制改革の概要

地域の物流網の維持の観点から
貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表する者

関係者による協議



関係する地方公共団体

地域の交通網の維持の観点から
旅客自動車運送事業者及び旅客をそれぞれ代表する者

【貸切バス】



貨物自動車運送
事業の許可を取得

【タクシー】



貨物自動車運送
事業の許可を取得

【トラック】



旅客自動車運送
事業の許可を取得

全国で貨客混載の実施が可能に

※乗合バス事業者による貨客混載は従来より全国で実施可能。